

## 請求の趣旨及び原因

### 請求の趣旨

- 1 金 円（下記請求の原因3の残額）
- 及び上記金額に対する 円に対する 令和 年 月 日  
及び上記金額の内金 円に対する 支払督促送達の日翌日  
 から完済まで 年 パーセントの割合による遅延損害金
- 2 金 円（申立手続費用）

### 請求の原因

- 1 (1) 労働契約の日 平成・令和 年 月 日
- (2) 仕事の内容
- (3) 基本給 月給 日給 時給 金 円
- (4) 諸手当
- (5) 支払日 賃金締切日毎月 日 当月翌月 日払い
- 2 (1) 解雇予告の日 なし（即日解雇）令和 年 月 日
- (2) 解雇の日 令和 年 月 日  
（予告日の翌日から解雇日まで 日間）→A
- (3) 解雇予告手当の計算期間（3か月または3か月に満たない全期間）  
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
（暦日数 日）→B
- \* 給与締日があるときは、解雇予告日または解雇日直前の給与締日（締日算入）から逆算する。給与締日がないときは、解雇予告日又は解雇日の前日から逆算する。
- (4) (3)の期間内における支給賃金等総額 金 円 →C
- (5) 解雇予告手当の計算  
C 金 円  
\_\_\_\_\_ × (30日 - A 日間) = 解雇予告手当金 円 →D  
B 日 (1円以下四捨五入)
- 労働基準法第12条1項但書、同項1号の計算（日給制、時給制の場合）  
C 金 円 60  
\_\_\_\_\_ × \_\_\_\_\_ × (30 - A 日間) = 円 →E  
B 期間内の実働日（日） 100  
（\*Dの金額よりEの金額の大きいときは、解雇予告手当金はEの金額となる）

3

解雇予告手当金	支払済みの額	残 額
円	円 (最後に支払った日 ・ ・ )	円